

## X 防犯及び防災

「災害は忘れた頃にやってくる」といわれているが、東南海、南海地震は、今後30年以内に起きる確率はそれぞれ50%、60%と予測されており、不審者等の校内侵入事件等も新聞紙上を賑わしている。また、火災などは出さないことが一番の対策となるが、起こらない保証はない。

これらの災害について、常日頃から対処法を心がけることが、災害の被害を最小限にとどめることにつながる。

以下に災害の種別毎の対処法を記載するので、学生一人ひとりがよく読んで、身につけておくことが必要である。

また、定期的に防火訓練、安全確保避難訓練も実施するので、自分自身の身は自分で守ることを自覚して、積極的に参加する必要がある。

### 1 火 災

#### (1) 火災予防

火災の発生原因のほとんどは、各自の不注意であることが、消防署の原因調査で明らかにされている（発火源：たばこ、ストーブ、コンロの順）。

学校内の火災は、教職員や学生一人ひとりの心がけ次第で未然に防止できるので、火気の取り扱いについては、常日頃十分に注意を払わなければならない。

##### ①火気使用上の注意

ア 実験・実習等では、所定の場所以外で火気を使用しない。

イ 火気使用中はこれを放置しない。また、使用後は必ずガスの閉栓や残り火の始末等の点検を確実に行う。

ウ 発火性、引火性の高い薬品・燃料等は細心の注意を払って取り扱う。

##### ②その他の注意

ア 教室等から退出する際に、火気の始末、電源の切断、窓等の戸締りなどを必ず確認する。

イ 非常口の所在、避難経路、火災報知器の場所等を確認しておく。

#### (2) 火災発生時の措置

①発見者は大声で付近の者に呼びかけるとともに、火災報知器を押し、事務局に通報する。

##### ②避 難

ア 火災発生時には、校内放送等を通じて、避難の指示を行うので、教職員の指示に従って避難する。

イ 避難場所に着いたら、むやみにその場を離れないで、教職員の指示に従い、人員点呼を受ける。